

アイハウス・ボランティアバンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人 大阪国際交流センター(以下「財団」という)が大阪を中心とした関西一円において、市民レベルの自発的な国際交流活動を促すことにより、市民一人ひとりの国際感覚の醸成とホスピタリティの向上を図ることを目的に、アイハウス・ボランティアバンクを設置し、運営するために必要な事項等を定めるものとする。

(ボランティア登録の要件)

第2条 ボランティアに登録できるのは、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 満16歳以上の者。ただし、満18歳未満の場合は、保護者の承認を必要とする。
- (2) 国際交流・多文化共生事業に理解と熱意のある者
- (3) 大阪市内及びその近郊におけるボランティア活動に参加できる者

(ボランティアの種類及び活動内容)

第3条 アイハウス・ボランティアバンクに登録するボランティア(以下「登録ボランティア」という)の種類及び活動内容は、次の各号のとおりとする。

(1) ホームステイ・ホームビジット

ア ホームステイ

外国人を一泊以上家庭に受け入れ、日本の家庭生活を紹介することにより、日本の姿を理解し、交流を深める機会を提供する。

イ ホームビジット

外国人を家庭に招待し、家庭生活に直接触れる機会を提供する。

(2) 通訳

外国人の来館・電話による各種問合せの際の通訳のほか、財団主催(共催)事業及び財団が紹介する事業において、通訳など、語学面での協力をする。

(3) 翻訳

各種文書・記事・印刷物などの翻訳活動をする。

(4) 災害時外国人支援

災害時における通訳・翻訳活動や、避難所等での外国人被災者への情報提供及び支援を行う。

ア 災害時通訳・翻訳

イ 災害時情報提供・支援

(5) 技術・技能

外国人への日本語指導や、国際会議の場などにおける日本文化(着付け、茶道・華道・書道など)及び外国文化の専門的技術・技能等の提供を通じて、国際親善を図る。

ア 日本語指導

イ 日本語・学習支援

ウ 日本文化紹介

エ 外国文化紹介

(6) 一般業務

主に財団の主催（共催）事業について、会場設営・受付・資料の作成・発送業務などをスタッフと協力し、実施する。

(7) 企画運営

ボランティアのアイデアを活かしながら、国際交流、国際協力に関する事業や、自主サークル活動などの企画・運営を行う。

2 登録するボランティアの種類は複数可とする。

3 登録ボランティアの具体的な活動内容及び参加資格・要件等は、別表のとおりとする。

(登録の手続き)

第4条 アイハウス・ボランティアバンクへの登録は、次のとおりとする。

(1) ボランティア登録を希望する者は、本アイハウス・ボランティアバンク設置要綱の趣旨を確認したうえで、「アイハウス・ボランティアバンク登録票」に必要事項を記入し、財団に面談を申し込む。

(2) 財団は、面談を実施するとともに、その結果を遅滞なく本人に通知し、アイハウス・ボランティアとして適格と認めた者は、登録名簿に登載する。

(3) 登録したボランティア(以下、「登録ボランティア」という)は、登録後に登録票の記載事項に変更があった場合は、速やかに財団に連絡するものとする。

(4) 活動の種類を変更する場合、財団は資格等を確認するために、必要な書類の提出を求めることがある。

(登録期間)

第5条 登録期間は、4月1日から3月31日までとし、年度途中での登録者については、登録日から3月31日までとする。

(登録の取り消し)

第6条 財団は、次の各号に掲げる場合、ボランティア登録を取り消すことができる。

(1) 登録ボランティアより、登録抹消の申し出があった場合

(2) 登録ボランティアが、連絡が取れないなど、所在不明となったとき

(3) 第2条に規定する登録要件を欠くこととなったとき

(4) 登録ボランティアとして財団の信用を失墜する行為があった場合

(5) 活動によって知り得た個人情報の漏洩など、登録ボランティアとして不適格と認められる行為があった場合

(ボランティア活動の依頼対象)

第7条 登録ボランティアに依頼できる活動の対象は、次の各号のとおりとする。

(1) 財団が主催・共催する各種事業

(2) 大阪市および公共・公益団体等からの依頼事業であって財団がふさわしいと認めたもの

(アイハウス・ ボランティアバンクへの活動依頼方法)

第8条 活動を依頼する者(団体) (以下「依頼者」という) は、原則として活動希望日の2ヶ月前までに「ボランティア活動依頼申込書」により申し込むものとする。

(登録ボランティアへの依頼方法)

第9条 財団は、前条の活動依頼を適当と認めた場合は、ボランティア登録者に対して、原則として、財団から送付する「ボランティア活動紹介」により募集し、財団が活動者を応募者の中から依頼内容等を考慮したうえで決定し活動を依頼するものとする。

(活動内容の事前説明等)

第10条 依頼者は、ボランティア決定後、活動内容の詳細について、活動予定のボランティアに対し十分な事前説明を行うものとする。

また、活動内容等に変更が生じた場合は、速やかにボランティア及び財団に連絡するものとする。

(活動報告等)

第11条 依頼者及びボランティアは、財団の求めに応じ、活動完了報告を提出するものとする。

(ボランティア活動保険)

第12条 本制度によるボランティア活動中の万一の事故に備え、登録ボランティアについては、財団を加入者としてボランティア活動保険に加入する。但し、事故等の発生状況によっては保険が適用されない場合もある。

(活動報酬等)

第13条 ボランティア活動は、本人の自由意志に基づく活動であり、原則として無報酬とする。

2 ただし、前項に関わらず、財団もしくは依頼者が特に必要と認めた場合には、報酬を支払うことがある。

3 ボランティア活動にかかる交通費等の活動実費は、原則として、依頼者が負担するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 財団は、アイハウス・ボランティアバンクの登録及びその活動を通じて知り得た個人情報については、「(公財) 大阪国際交流センター個人情報保護規定」及び「運用細則」に基づき適正に管理し、本制度の運用以外の目的に使用しないものとする。

2 依頼者及び登録ボランティアは、本制度及びその活動により知り得た個人情報を漏らしてはならない。事業終了後及び登録取消し後も同様とする。

(守秘義務)

第15条 登録ボランティア又は登録ボランティアであった者は、ボランティア活動によって知り得た秘密に属する事項を漏洩、又はボランティア活動以外の目的に使用してはならない。

(免責等)

第16条 登録ボランティアが事故等によって被った損害について、ボランティア活動保険により補償されるものを除き、財団は賠償の責を負わない。

2 財団が依頼を受けた活動について、登録ボランティアによる内容不履行等の理由で依頼者が損害を被った場合、財団は賠償の責を負わない。

附則 この設置要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附則 この設置要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この設置要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この設置要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この設置要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この設置要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則 この設置要綱は、令和2年4月1日から施行する。